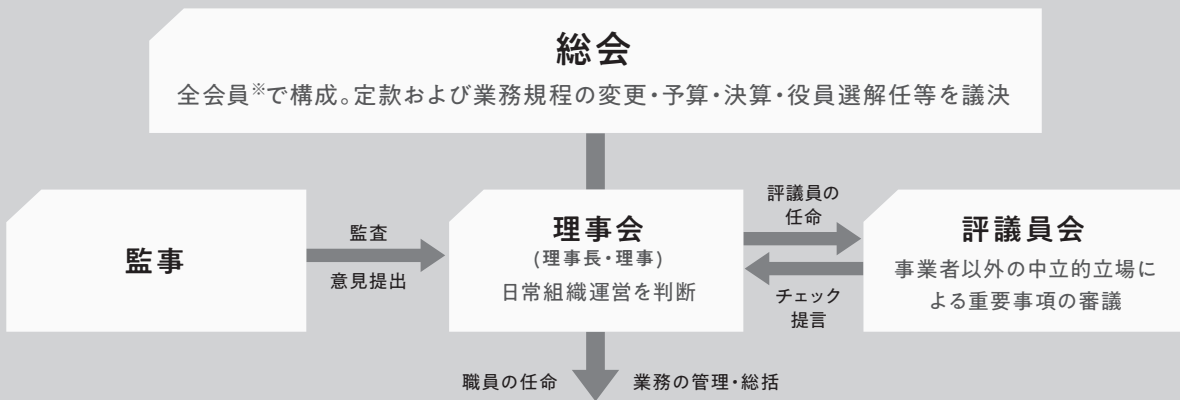


【組織体制】



事務局

総務部 会員窓口、系統利用に係るルールの方針策定・見直し、スイッチング支援システムの運用、防災、情報セキュリティ対策

会計室 経理(予算・決算)、資金(資金管理・出納・税務)、資材

企画部 予備力・調整力のあり方の検討、容量市場の検討・詳細設計・運営

計画部 需要想定、供給計画の取りまとめ、広域系統長期方針・整備計画の策定

1万kW以上の発電設備等の系統アクセス事前相談・接続検討の受け付け

運用部 需給ひっ迫時対応、連系線の管理、作業停止計画調整、広域機関システムの運用

広域運用センター 需給および系統状況の監視・管理

再生可能エネルギー・国際部 再生可能エネルギー電気特措法の規定により本機関が行う業務全般
海外調査等の国際関係業務の統括

政策調整室 本機関の業務に関する総合調整、基本的な政策の企画・立案

紛争解決対応室 苦情・相談の対応、あっせん・調停

監査室

(主な業務を記載)

※すべての電気事業者は、広域機関の会員となることが義務付けられています。

広域機関の会員の責務

●総会での議決権の行使 ●広域機関の指示・要請に従う等、ルールの遵守 ●会費の支払い ●供給計画の提出 ●緊急災害対応

広域機関の位置付け

